

IV 海外だより

香港の生命保険の現状について

NLI International Hong Kong Limited 渡邊 克彦

1. はじめに

香港は地理的には、中国大陸の東南岸、広東省の南部に隣接し、珠江口の東岸最南端に位置している。面積は東京都の約半分の 1,070 km²、人口は約 590 万人で、その内の 98 % は中国人である。日本では、映画「慕情」の舞台、百万ドルの夜景、グルメ、ショッピングなどで有名であり、年間 130 万人もの日本人観光客が訪れている。

香港は埋蔵資源に乏しく、また固い花崗岩におおわれた土地は“不毛の土地”と言われていた。しかし、ビクトリア・ハーバーという天然の良港に恵まれ、自由貿易港として中継貿易、加工貿易を中心に戦後驚異的に発展し、現在では東南アジア地域の金融サービスセンターとしての重要な役割を果たす世界有数の経済都市になっている。一人当たり GNP も 16,000 米ドルを越え、アジアでは日本に次ぐ第 2 位の水準になっている。

生命保険の普及は一人当たりの GNP と相関関係にあると言われているが、香港はその国民性（大家族による相互扶助、死を口にすることを忌み嫌う、短期的な計画性）から、経済発展に比べて生命保険の普及率は低かった。しかし近年、核家族化の進行や生命保険に対する理解度の向上、所得増加による中産階級の増加などにより、生命保険の普及率が高まってきている。

当レポートでは、このような香港の生命保険の全体像をまとめることとするが、香港では生命保険に関する資料・統計が極めて限られているために、内容の多くはヒアリング等の調査に基づいている。

尚、為替レートは 1 香港ドル約 16 円 (91 年末、92 年末)、約 14 円 (93 年 10 月) である。

2. 保険監督行政

香港の保険監督行政機関は香港政府であり、1990 年以前は、一般の企業の登記を管轄する註冊總署 (THE REGISTER GENERAL DEP.) の保険部門 (INSURANCE DIVISION) が担当していた。しかし、香港の保険事業の拡大とそれに伴う重要性の高まりにより、1990 年 6 月に保険部門を発展・再編成し、独立した部署として保険業管理處 (OFFICE OF THE COMMISSIONER OF INSURANCE) が設立された。

保険監督行政は 1983 年に制定された保険業法 (INSURANCE COMPANY ORDINANCE) に基づいて行われ、この保険業法には①保険ライセンス許認可に関する条項、②保険会計・財務に関する条項、③政府の介入権限に関する条項等が記載されている。保険業法は毎年の如く改正・変更され、ある意味では厳しく、またある意味では

整備されたものとなってきている。

3. 保険会社数

1983年時点では生損保合わせて300社以上の保険会社があったが、その中にはライセンスのみで実際に営業活動を行っていない会社も多かった。保険業法の制定やその後の改正・変更により不適格な会社は整理され、1993年5月末時点では229社にまで減少し、その内訳は、生保40社、損保169社、生損保兼営20社となっている。総数では減少しているものの、生命保険分野では1990年にUAP社（フランス最大手の会社）が、1992年にはAMP社（オーストラリア最大手の会社）が新規参入を果たし、また、1992年12月末時点で2社がライセンスを申請中である。

生命保険会社60社（含む損保兼営）の内、AIA社（アメリカ系）、ナショナルミューチュアル社（オーストラリア系）、マニューライフ社（カナダ系）の3社が個人保険マーケットで圧倒的な強さを持ち、そのシェアは70～80%と言われている。

表-1 国別保険会社数

本社登録地	1988年5月時点 生命保険会社数		1993年5月時点 生命保険会社数	
	内損保 兼 営	内損保 兼 営	内損保 兼 営	内損保 兼 営
香港	20	13	15	9
イギリス	13	6	9	4
パミューダー	10	2	9	2
アメリカ	16	2	7	1
カナダ	5	0	4	0
中国	3	1	3	1
スイス	3	0	3	0
ドイツ	1	1	1	1
イタリア	1	1	1	1
タイ	1	1	1	1
オーストラリア	0	0	1	0
フランス	0	0	1	0
その他	8	1	5	0
合 計	81	28	60	20

4. 市場規模

①業績動向

直近のデータである1991年の業績を5年前の1986年と比べてみたい。収入保険料は34億香港ドルから112億香港ドル（約1,800億円）と3.3倍になり、年平均の伸率は24%であるが1990年には単年で41%の伸率を記録している。

事業規模を反映する総収入も、51億香港ドルから122億香港ドルと2.4倍となり、年平均の伸率は19%であった。

また、この期間の支出面についても同様に高い上昇を示した。運営経費は5年間で4.3倍の9億7千万香港ドル。支払給付金についても5.1倍となり、中でも1988年は、単年での最高の98%の伸率を示した。しかし、これは新契約の急成長に伴う給付金支払いが、遅効性効果として現れたことと、新契約者に対するルーズな危険選択が主な原因であったとされており、その後の3年間では、平均で15.5%の伸率に止まった。

表-2 91年と86年の業績比較

	1986年 a	1991年 b	b/a	年平均 伸 率
収入保険料 (GROSS PREMIUM)	(百万香港ドル) 3,431	(百万香港ドル) 11,152	3.3	26.7
支払給付金 (GROSS CLAIMS)	961	4,941	5.1	38.7
基金、責任準備金 (FUND & RESERVES)	11,090	27,197	2.5	19.6
総収入 (INCOME & RECEIPT)	5,128	12,211	2.4	18.9
運営経費 (OPERATING EXPENSES)	229	977	4.3	33.7
従業員給与等 (COMPENSATION OF EMPLOYEES)	461	2,305	5.0	38.0
ブローカー手数料等 (COMMISSION TO INTERMEDIARIES)	91	404	4.4	34.7

データ：香港政府資料（SURVEY OF STORAGE, COMMUNICATIONS, FINANCING, INSURANCE & BUSINESS SERVICES 1986-1991）より

②保険種類別構成比

保険種類は大別して個人生命保険、個人年金、団体生命保険、団体退職金積立制度、その他、に分けられる。収入保険料を保険種類別にみると、個人生命保険が 62.7 %、つづいて団体退職金積立制度が 34.7 %と大半を占めている。また、責任準備金の保険種類別構成比でも、団体退職金積立制度が 55.6 %、個人生命保険が 43.3 %となっている。

表－3 保険種類別収入保険料構成比
および保険種類別責任準備金構成比

保険種類	個人 生 命 保 険	個人 年 金	團 體 生 命 保 険	團 體 退 職 金 積 立	その 他	合 計
収入保険料構成比(%)	62.7	0.0	2.4	34.7	0.3	100
責任準備金構成比(%)	43.3	0.2	0.5	55.6	0.5	100

データ：保険業管理處資料（ANNUAL REPORT 1992）より

③保有契約高、保有契約件数

1991 年の保有契約高は、個人保険、団体保険を合わせて、5,780 億香港ドル（約9兆2千億円）。人口一人当たりでは約 10 万 1 千香港ドルであり、日本の約 9 分の 1 の水準である。

個人保険の保有契約件数は 149 万件で、人口に対する割合は約 25 %である。また、一件当たりの保険金額は 32 万香港ドルで、日本の約半分の金額である。

表－4 個人保険・団体保険の保有契約状況

		保有契約件数 a	保有契約高 b	収入保険料 c	b/a	c/a
個人保険	普通保険	(件) 1,438,094	(百万香港ドル) 458,82	(百万香港ドル) 6,432	(香港ドル) 319,051	(香港ドル) 4,473
	変額保険	55,213	22,470	315	406,969	5,705
	小計	1,493,307	481,296	6,747	322,302	4,518
団体保険		18,701	96,698	255	5,170,740	13,636
合計		1,512,008	577,994	7,002	382,269	4,631

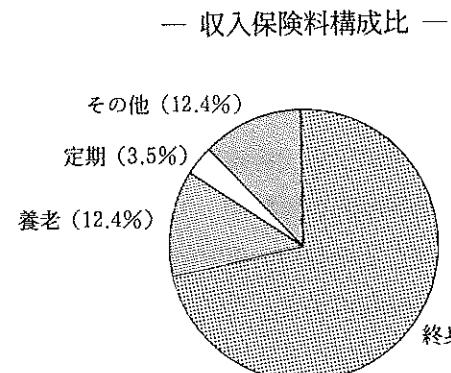
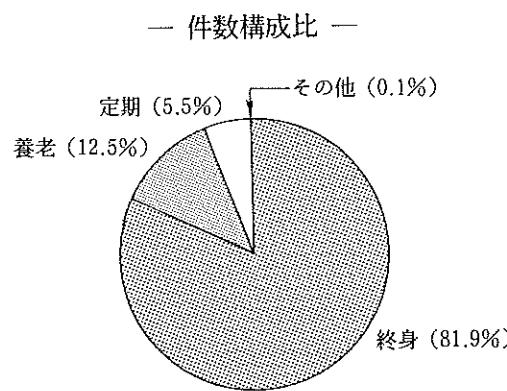
データ：保険業管理處資料（ANNUAL REPORT 1992）より

④個人保険新契約業績

1991 年の新契約件数と新契約収入保険料は 442,725 件と 2,528 百万香港ドルで、保有契約の件数と収入保険料に対し、それぞれ 29.6 %と 37.5 %を占めている。

商品別構成比をみると、件数では終身保険が 81.9 %と大半を占め、続いて養老保険 12.5 %、定期保険 5.5 %となっている。収入保険料でも終身保険が 71.7 %、養老保険 12.4 %、定期保険 3.5 %となっている。

図－1 個人保険新契約の商品別構成比



データ：保険業管理處資料（ANNUAL REPORT 1992）より

5. 個人保険の商品内容

香港で最も一般的な終身保険の商品内容は概略次の通りである。

①通貨

米ドル建の保険がほとんどであるが、加ドル建、豪ドル建、香港ドル建も取り扱っている。但し、保険料は一般的に香港ドルで支払われ、保険会社によってそれぞれの通貨に換算される。米ドル建の場合は、米ドルと香港ドルがペッグシステムによりリンクしているため、為替リスクの心配はない。加ドル建、豪ドル建の商品を購入する人は、通貨国への移民を考えている場合が多い。

また、外貨建の保険契約の受取保険金と配当は、オフショア取引と見なされるために、課税の対象外となっている。

②保険料の払込み

銀行引去りによる月払いの20年払込が一般的であるが、その他25年払込、30年払込、55才払込、60才払込なども選択できる。また、保険料を10年間程度払い込んだ後に、その後の保険料は積立配当金から充当する方法もよく取られている。

尚、保険料払込猶予期間は1カ月となっている。

③特約

特約の主なものに、重大疾病罹患時生前給付特約、不具廃疾時保険料免除特約、入院及び手術給付特約、災害死亡割増特約、傷害保険特約、保険料物価スライド特約がある。

この内、保険料物価スライド特約については、業界2位のナショナルミューチュアル社で新契約の8割がこの特約を付けている。保険会社にとっては、インフレの高い香港において、収入保険料の目減りを防ぐ手段となっている。

6. 販売チャネル

主要な販売チャネルは、エージェント（営業職員及び代理店）とブローカーであり、概ね個人保険は営業職員が取り扱い、団体保険は代理店、ブローカーが取り扱っている。

①エージェント（営業職員及び代理店）

業界全体の営業職員数、代理店数（代理店で働く個人・従業員を含む）は、それぞれ約1万6千人、約2千人である。1992年まではエージェントに対する規制が全く無かったが、1993年1月から香港保険会社協会による業界自主規制が実施された。この自主規制では、登録の義務づけと資格基準が定められており、エージェントが代表できる保険会社の数も生保2社までに制限された。（損保エージェントとの兼業も可能であり、損保も含めて合計4社まで代表できる。）業界トップのAIA社、ナショナルミューチュアル社は生損保兼営会社であり、営業職員も生損保のエージェントとして登録しているが、基本的には1社専属である。

大手3社の営業職員数は、AIA社が約4千人、ナショナルミューチュアル社が3千5百人、マニューライフ社が約1千3百人となっている。

営業職員の男女比はおおよそ半々で、平均年齢は28才前後と言われている。また、給与は一般的に全額コミッションで支払われている。

②ブローカー

ブローカーに対する規制や登録制度は無く、会社数など詳細は不明であるが、任意加盟のブローカー協会（THE HONG KONG CONFEDERATION OF INSURANCE BROKERS）への加盟資格には、最低資本金の制限や賠償責任保険の購入などが求められている。

また、保険業管理處で現在ブローカー登録制度を検討中であり、実施されれば会社数などの実態

が明らかになろう。

7. 関連諸団体

①香港保険会社協会 (HONG KONG FEDERATION OF INSURERS)

香港保険会社協会は生命保険協会 (THE LIFE INSURANCE COUNCIL OF HONG KONG) と損害保険協会 (THE GENERAL INSURANCE COUNCIL OF HONG KONG) の2つの協会で構成されており、香港の保険会社を代表する組織として、業界の健全なる発展に寄与すべく、政府に対する意見申請や公共の理解促進のためのPR活動などを行っている。

②保険索償投訴局 (THE INSURANCE CLAIMS COMPLAINTS BUREAU)

契約者保護の観点から、個人保険に関する苦情解決の組織として1990年に設立された。保険会社は保険索償投訴局の決定に従い、最高25万香港ドルの支払い義務を負っている。

③香港保険業訓練センター (HONG KONG INSURANCE TRAINING CENTRE)

香港政府の外郭団体である職業訓練局 (VOCATIONAL TRAINING COUNCIL) の下部組織として、保険に関する専門教育の機会を提供している。プログラムは事務職員を対象とした、期間2~3日の短期コースが中心で、その他にアメリカやオーストラリアの資格試験コースや特別セミナーなどを設けている。

④ブローカー協会 (THE HONG KONG CONFEDERATION OF INSURANCE BROKERS)

ブローカー登録制度実施の動きに備え、1993年2月に今まで別々に存在していた2つのブローカー団体を統合して組織された。任意加盟の団体であり、現在会員数は大手ブローカーを中心に54

社。ブローカー登録制度が実施となれば加盟社数も増えると思われる。加盟に際しては、最低資本金の制限や賠償責任保険の購入などが求められている。

8. 最近の業界の動き

①中国マーケットへのアプローチ

中国の経済改革・開放が進む中、1992年11月に初の外国保険会社の中国保険市場進出として、AIA社が上海支店をオープンさせた。他の保険会社も香港を中国進出の拠点として積極的に参入に向けたアプローチを展開している。例えば、マニューライフ社は将来の中国進出の拠点として北京と深圳に事務所を開設し、香港からコントロールしている。また、ナショナルミューチュアル社も事務所設立を計画するとともに、中国の保険市場を独占している国営保険会社（中国人民保险公司）からトレーニーを受け入れるなど、中国とのパイプ作りを強化している。

②退職金制度法制化の動き

香港には政府が行う退職金制度は無く、制度の導入は各企業の判断に任されていたが、このところ全労働者の加入を義務付ける“退職金制度の法制化”的機運が高まっている。現在、退職金制度の加入状況は全労働者の35%に過ぎず、退職金制度が法制化された場合、その市場規模は、初年度拠出金で200億香港ドルと言われている。生命保険業界にとっても、退職金制度は収入保険料の35%を占める重要な事業の柱であり、今後、この法制化の動きが気になるところである。

③ナショナルミューチュアル社の上場

1992年12月、ナショナルミューチュアル社が、業務拡大の資金調達を目的として発行株式の25%（発行価格：2.30香港ドル、新規発行株数：1億3,500万株、既存株放出分：3億3,300万株）

を香港株式市場に上場した。香港株式市場における初めての保険会社上場として注目を集めたが、英中間の政治改革論争の激化によるマーケット情勢の悪化などの影響を受け、公募割れとなった。しかし、上場後は、香港保険市場の将来性や中国保険市場への参入期待、企業成長力などが再評価され株価が上昇している。(1993年10月13日現在株価：5.30香港ドル)